

◎群馬県告示第336号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2に規定する土地の区域を次のとおり指定区域として指定した。

令和2年12月22日

群馬県知事 山本 一 太

指定番号	指定区域の所在地	埋立地の区分
71	沼田市佐山町字長萱1998番13の一部、1998番14の一部、1998番105の一部、1998番237の一部、1998番238、1998番239の一部、1998番251の一部、1998番316の一部、1998番346、1998番347、1998番348の一部及び1998番349の一部	令第13条の2第1号に規定する埋立地の区域